

議案第16号

平成27年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例  
の制定について

平成27年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例を別  
紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、固定資産の評価替えに伴い地方税法の一部改正  
が見込まれるため、本条例を定める必要があるからである。

## 平成27年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例

平成27年度に限り、固定資産税及び都市計画税に係る第1期の納期は、北名古屋市市税条例（平成18年北名古屋市条例第56号）第67条第1項及び北名古屋市都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）第5条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

5月1日から6月1日まで

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。